

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 島根原子力発電所 2号炉 審査資料 |               |
| 資料番号              | EP-067改13(回1) |
| 提出年月日             | 令和3年5月28日     |

令和3年5月  
中国電力株式会社

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第27条（放射性廃棄物の処理施設））

| No. | 年月日        | コメント内容  | 回答状況                      | 回答内容  |
|-----|------------|---|---------------------------|---|
| 1   | 平成31年2月25日 | 固化材の変更理由として外部火災の要因も踏まえ記載を検討すること。  | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | EP-067（説）及びEP-067に「建物への影響並びに」及び「外部火災への防護対策」を記載した。                         |
| 2   | 平成31年2月25日 | 粉体貯槽からの矢印を「隔離」に修正すること。  | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | EP-067（説）及びEP-067に閉状態の制御弁を記載した。粉体貯槽の下の点線の矢印を削除した。                         |
| 3   | 平成31年2月25日 | セメント固化設備への変更概要（2/2）において、「原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク」及び「原子炉浄化系スラッジ貯蔵タンク」の処理先がないが、今後の貯蔵量の見通しを整理して示すこと。 | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | EP-067に貯蔵量の推移予測を記載した。EP-067に貯蔵量の推移予測に関する説明を記載した。                          |
| 4   | 平成31年2月25日 | セメント固化設備への変更に伴い、低レベル固体廃棄物の発生量が増えることになるが、廃棄物処理全体としてどのような影響があるのか整理して説明すること。               | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | EP-067に固体廃棄物貯蔵所の推移予測を記載した。EP-067に推移予測に関する説明を記載した。                         |
| 5   | 平成31年2月25日 | 1号炉との共用について、資料に記載すること。  | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | EP-067（説）に「1号及び2号炉共用とする」及び「1号炉との共用による」を記載した。<br>EP-067に「1号炉との共用による」を記載した。 |
| 6   | 平成31年2月25日 | セメント固化設備を1号炉と共用することについて、1号炉の設置許可との関係を整理して提示すること。  | 第198回ヒアリング（平成31年3月4日）にて説明 | 固化材変更に係る内容については、1号炉の廃止措置計画を変更し、適切に反映する。                                   |
| 7   | 令和元年5月14日  | 貯蔵設備としての位置付けが変わらないことについて、既許可の記載箇所を用いて説明すること。  | 第216回ヒアリング（令和元年5月21日）にて説明 | 既設置変更許可の抜粋を記載した。<br>（EP-067改03 P27条-添付2-2）                                |
| 8   | 令和元年5月14日  | 洗浄廃液を除く理由を説明すること。   | 第216回ヒアリング（令和元年5月21日）にて説明 | 洗浄廃液の発生量（100本）は、放射能濃度が低く被ばく線量に影響を与えないため、評価対象外とした。<br>（EP-067改03 P27条-12）  |

島根原子力発電所 2号炉 ヒアリングにおける確認事項に対する回答一覧表（設計基準対象施設：第27条（放射性廃棄物の処理施設））

| No. | 年月日       | コメント内容  | 回答状況                      | 回答内容  |
|-----|-----------|---|---------------------------|---|
| 9   | 令和元年7月10日 | 放射性固体廃棄物の固化材の変更に伴い、原子炉浄化系の樹脂及びスラッジの処理経路を削除する理由を明確に説明すること。 | 第233回ヒアリング（令和元年7月17日）にて説明 | <p>原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処分施設の廃棄体に係る技術上の基準が検討されている状況であること、復水系、液体廃棄物処理系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、減容の観点から全量焼却処理していることから、これらについてセメント固化処理の成立性確認は実施していない。従って、今回の固化材変更にあたっては、ドラム詰装置による処理経路を削除する。</p> <p>原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジについては、放射能濃度が比較的高く、処理方法及び処分施設の検討がなされているところであるため、「原子炉等規制法第51条の2に基づき廃棄の事業の許可を受けた者の余裕深度処分施設」への搬出が必要となる時期までに、処分施設の設計に応じて処理方法を確立し、処理設備を設置する。</p> <p>このことから、原子炉浄化系樹脂貯蔵タンク、原子炉浄化系スラッジ貯蔵タンクは、固体廃棄物貯蔵設備としての位置づけに変更はない。</p> <p>なお、原子炉浄化系及び燃料プール冷却系の使用済樹脂及びフィルタ・スラッジは、処理設備を設置するまで貯蔵タンクにおいて貯蔵する必要があるが、タンク容量には余裕があり、当面の間、貯蔵することが可能である。</p> <p>(EP-067改05 P27条-6,8,9)</p> |